

佐賀県告示第402号

鳥獣保護区の指定（昭和56年佐賀県告示第737号）の一部を次のように改正し、令和3年11月1日から施行する。

令和3年10月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>県道282号奥山鹿島線と石木津川との交点にある井手分橋を起点とし、同起点から同県道に沿って南南東に進み県道283号古枝肥前浜停車場線との交点に至り、同点から同県道に沿って北に進み国道207号鹿島バイパスとの交点に至り、同点から同国道に沿って東に進み市道古場切浜漁港線との交点に至り、同点から同市道に沿って北東に進み鹿島市立鹿島東部中学校前の里道との交点に至り、同点から同里道に沿って南に進み市道松岡神社通り線との交点に至り、同点から同市道に沿って南に進み市道野畠鮎越線との交点に至り、同点から同市道に沿って南に進み市道大広木矢答線との交点に至り、同点から同市道に沿って北西に進み県道282号奥山鹿島線との交点に至り、同点から同県道に沿って南に進み市道土穴上古枝線との交点に至り、同点から同市道に沿って西に進み上古枝橋に至り、同点から西に直線に進み市道普明寺小星線と市道小星線との交点に至り、同点から市道普明寺小星線に沿って北東に進み市道小星線との交点に至り、同点から同市道に沿って北に進み普明寺墓地と同市道の交点に至り、同点から西北西に直線に進み里道と市道辻鉾扮線との交点に至り、同点から同市道に沿って北西に進み弥川内橋に至り、同点から石木津川に沿って北東に進み</p>	<p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>県道282号奥山鹿島線と石木津川との交点にある井手分橋を起点とし、同起点から同県道に沿って南南東に進み県道283号古枝肥前浜停車場線との交点に至り、同点から同県道に沿って北に進み国道207号鹿島バイパスとの交点に至り、同点から同国道に沿って東に進み市道古場切浜漁港線との交点に至り、同点から同市道に沿って北東に進み鹿島市立鹿島東部中学校前の里道との交点に至り、同点から同里道に沿って南に進み市道松岡神社通り線との交点に至り、同点から同市道に沿って南に進み市道野畠鮎越線との交点に至り、同点から同市道に沿って南に進み市道大広木矢答線との交点に至り、同点から同市道に沿って北西に進み県道282号奥山鹿島線との交点に至り、同点から同県道に沿って南に進み市道土穴上古枝線との交点に至り、同点から同市道に沿って西に進み上古枝橋に至り、同点から西に直線に進み市道普明寺小星線と市道小星線との交点に至り、同点から市道普明寺小星線に沿って北東に進み市道小星線との交点に至り、同点から市道普明寺小星線に沿って北に進み普明寺墓地と同市道の交点に至り、同点から西北西に直線に進み里道と市道辻鉾扮線との交点に至り、同点から同市道に沿って北西に進み弥川内橋に至り、同点から石木津川に沿って北東に進み</p>

改正前	改正後
<p>線に囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画</u>又は<u>特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>その(2)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p><u>国道204号線</u>と市道菜畑見借線との交点を起点とし、同市道に沿って南西へ進み農道衣干山線との交点に至り、同農道に沿って北西へ進み佐志川との交点に至り、同川に沿って北へ進み八幡橋との交点に至り、同交点から唐津湾海岸線沿いに東へ進み唐津湾を経てさらに海岸線沿いに進み大島に至り、同海岸線に沿って大島を回り大島船溜道路との交点に至り、同道路に沿って南へ進み臨港道路の東港埠頭先端道路との交点に至り、同道路に沿って南へ進み東港岸壁道路との交点に至り、同道路に沿って西へ進み東港埠頭1号連絡道路との交点に至り、同道路に沿って北へ進み東港埠頭1号道路との交点に至り、同道路に</p>	<p>起点に至る線に囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画</u>又は<u>第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>その(2)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p><u>市道和多田二夕子線</u>と市道菜畑見借線との交点を起点とし、同市道に沿って南西へ進み農道衣干山線との交点に至り、同農道に沿って北西へ進み佐志川との交点に至り、同川に沿って北へ進み八幡橋との交点に至り、同交点から唐津湾海岸線沿いに東へ進み唐津湾を経てさらに海岸線沿いに進み大島に至り、同海岸線に沿って大島を回り大島船溜道路との交点に至り、同道路に沿って南へ進み臨港道路の東港埠頭先端道路との交点に至り、同道路に沿って南へ進み東港岸壁道路との交点に至り、同道路に沿って西へ進み東港埠頭1号連絡道路との交点に至り、同道路に沿って北へ進み東港埠頭1号道路との交点に至り、同</p>

改正前	改正後
<p>沿って西へ進み二タ子道路との交点に至り、同道路に沿って南西へ進み県道唐津港線との交点に至り、同県道を北西へ進み臨港道路の大島道路との交点に至り、同道路に沿って南西へ進み<u>国道204号線</u>との交点に至り、<u>同国道</u>に沿って南東へ進み起点に至る線に囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画</u>又は<u>特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>	<p>道路に沿って西へ進み二タ子道路との交点に至り、同道路に沿って南西へ進み県道唐津港線との交点に至り、同県道を北西へ進み臨港道路の大島道路との交点に至り、同道路に沿って南西へ進み<u>市道和多田二タ子線</u>との交点に至り、<u>同市道</u>に沿って南東へ進み起点に至る線に囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画</u>又は<u>第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>